

国連課題研究会オンラインセミナー、2024年2月25日

「未来のための約束(Pact for the Future))を紐解く__ 国連未来サミットの帰結」

報告者： 猪又忠徳 元駐コスタリカ大使；元国連諸組織合同監査団 (JIU) 独立監査委員

目次

序

I. 未来サミットの経緯

II. 未来サミットの成果と顕著な特徴

III. 国連によるグローバル・ガバナンスの可能性

付属 「未来のための約束」日本語版 (国連広報センター (2024年11月)

序

2024年9月22日～23日、ニューヨークの国連本部において、国連未来サミットが開催された。一堂に会した加盟国リーダーは、世界の人々のより良い現在を築き、未来を守るための新たな国際的合意を形成するため、「未来のための約束」The Pact for the Future、および、未来世代に関する宣言（同付属I.）とグローバル・デジタル・コノパクト（同付属II）を採択した。

加盟国首脳は、世界が戦乱と分断により、壊滅的な実存的リスクに見舞われ、地球規模の大きな変革を迫られていると認めた。これに対応するには、共通の人間性に根ざした集団的取り組みを進め、国連の信頼を修復し、多数国間協力の強化を唱えた。

このため、首脳は、加盟国が国連を中心に培ってきた国際規範と制度を確認し、その履行を加速すると共に、新たな課題や機会に対応するための行動公約に合意した。

こうした公約は、どのような経緯と背景で生まれたか、どのような内容と特徴をもつものか、そして、どのようなガバナンスと市民社会の役割をもって履行されるかを、以下に論じるものとする。

I. 未来サミットの経緯¹

協議プロセス

1. 2020 年の国連創設 75 周年で、事務総長は、報告書『私たちの共通の課題 (Our Common Agenda)』(A/75/982)において、課題解決に向け、広範な一連の提言をまとめた。また、事務総長は、これら提言を実行する上で、一世代に一度の機会として、「未来サミット」を開催することを提案。その後、約 1 年半にわたる政府及び非政府組織間の協議が行われた (Box 1. 参照)。

¹ 採択文書の和文要約は、東京国連広報センターの「未来のための協定：それは何をもたらすのか」を参照：[https://www.unic.or.jp/files/PACT-FOR-THE-FUTURE-WHAT-IT-DELIVERS_J.pdf](chrome-extension://efaidnbmnnibpcajpcglclefindmkaj/)

Box 1 : 協議プロセス。

- Summit of the Future proposed in Our Common Agenda, 2021
- Decision to hold the Summit, UNGA Resolution 76/307, 2022
- High Level UNGA Prep event, September 2023
- Intense inter-governmental deliberations on the draft documents organized by the UN facilitators
- Considerable engagement of civil society with the Summit of the Future facilitators and UN member states.
- UN Civil Society Conference. Nairobi. May 2024
- UN Summit Action Days, Sep 20-21, 2024
- UN Summit, Sep 22-23, 2024

2. 交渉は、共同進行役の主導のもと熟議によるコンセンサスを達成。

共同進行役は以下の通り。

「未来のための協定」ナミビアとドイツ

「グローバル・デジタル・コンパクト」ザンビアとスウェーデン

「将来世代に関する宣言」ジャマイカとオランダ

国連総会本会議での未来のための約束の採択

Box 2. コンゴの No Action 動議への反対国及び棄権国

反対国 7 : Belarus, Democratic People's Republic of Korea, Iran (Islamic Republic of), Nicaragua, Russian Federation, Sudan, Syrian Arab Republic

棄権国 15 : Algeria, Bolivia (Plurinational State of), China, Cuba, Iraq, Kazakhstan, Kiribati, Lao People's Democratic Republic, Malaysia, Maldives, Oman, Pakistan, Saudi Arabia, Sri Lanka, Thailand

See UN Journal 22 September 2024 in <https://journal.un.org/en/news-meeting/officials/42414621-e7fc-46c6-85a1-f19fa6e64c61/2024-12-01> and A/79/PV.3

3. 2024 年 9 月 22 日、ニューヨークで、「未来サミット」は、行動志向の「未来のための約束」を成果として表決なく採択（総会決議 A/RES/79/1）。

4. 採択前に、ロシアは、同会決議案（A/79/I.2）の序文最終パラに、「国連は政府間の意思決定過程により律せられるべきで、国連及び国連システムはいかなる国家の国内管轄事項に干渉すべきではなく、未来のための約束の採択の結果生じる国連諸機関間の活動の重複の回避及び最大資源効率の達成につき事務総長に報告を求めるとする」一文を追加する修正案（A/79/I.3）を提出した。これに対し、総会は、コンゴの No action 動議を賛成 143 反対 7 (棄権 15)で可決し、ロシア提案を審議しなかった（Box 2. 記録投票結果参照）。

II. 未来サミットの成果と顕著な特徴

この約束には、持続可能な開発、国際平和と安全、科学技術、若者と将来の世代、グローバル・ガバナンスの変革など、さまざまな問題に関する加盟国による人々への56項目にのぼる行動公約Actionが含まれている（Box 3：「未来のための約束」の構成参照）。

Box 3: 「未来のための約束」の構成：

序文

本文5章（以下I～V章）

I. 「持続可能な開発と開発のための資金調達」 Action1～Action12

（開発が先に来ている）

II. 「国際の平和と安全」 Action13～Action27

III. 「科学・技術・イノベーション（STI）、そしてデジタル協力」 Action28～Action33

IV. 「若者および将来世代」 Action 34～Action 37

V. 「グローバル・ガバナンスの変革」 Action 38～Action 56.

付属 I. 「グローバル・デジタル・コンパクト」

付属 II. 「将来世代に関する宣言」

最初に着目すべきは、約束の第1章が国連のコアーマンデートである国際の平和と安全ではなく、持続可能な開発に捧げられていることである。このことは、冷戦終結後において、人口のみならず経済規模の拡大が著しいグローバルサウスの存在感が高まったこと、他方、世界が直面している紛争、パンデミック、気候変動などの広範な壊滅的な危機が開発途上国のみならず、すべての国のSDGs達成を直撃していることを反映している。

同時に、「未来への約束」の策定と採択がコンセンサス方式で進められたことは、特筆すべきである。

というのも、現下の持続可能な開発及びそれと表裏一体の安全保障面の多岐にわたる複合的課題のグローバルな解決は、科学的知見と証拠に基づく多様なステークホルダー間の熟議を必要とする。政治安全保障分野のパワーバランスによる在来の排他的意思決定は、有効ではない。未来サミットは、開発問題に関し数々の合意を生み出してきた南北交渉の慣行を取り入れ、「約束」を通じ、政府間のみならず多様な非政府間関心者の参加による包摂的な意思決定による公共政策を打ち出したと言える。

以下に、「未来のための約束」成立の背景を論じてみたい。

1. 包摂的なグローバルな意思形成の必要性

加盟国のみならず市民社会を含む非国家主体による熟議とコンセンサスによる意思

形成の仕組みが構築された。

共同進行役を中心とする協議を通じ、様々なアクターの意見が取りまとめられた。

国連が幅広い危機的かつ複雑な問題に対応する能力を有する証左。

安全保障理事会が P5 の拒否権でマヒしていることと対照的。

2. グローバルサウスの Voice の拡大を反映

イ. 2020 年の時点で G77 の人口シェアは全世界の 58.9%。

ロ. 開発途上国経済規模拡大

G7 諸国のシェアは 2000 年には世界の 3 分の 2 を占めていたが、2020 年には半分

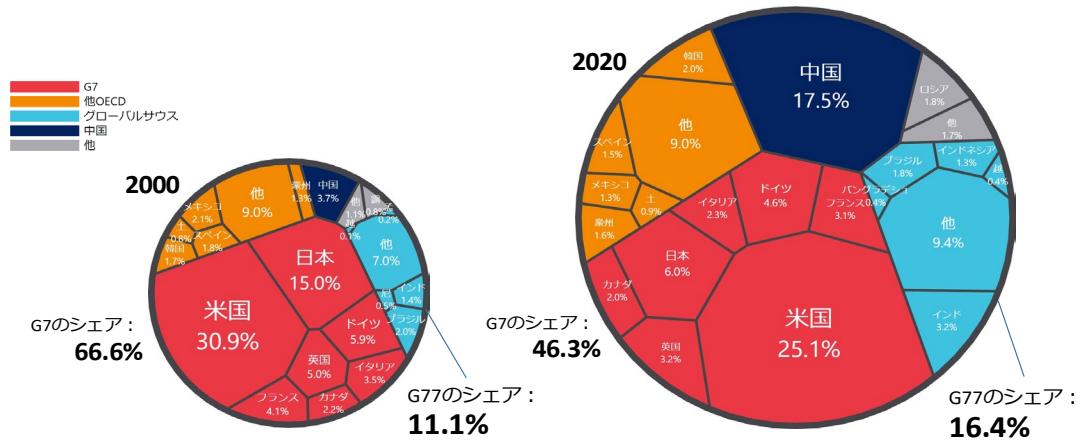
を切り、G77、134か国のシェアは 2000 年の 11.1%から 2020 年には 16.4%に上

昇（米国のシェアは、25.1%）。これに中国の経済規模を合わせると G77 プラス

China のシェアは、33.9%。世界の共通課題の解決に大きな影響力を持っている。

UNCTADによれば、今後5年間で世界のGDPは55兆ドル増加するが、そのうち70%はグローバルサウス諸国によるものである。参考までに、55兆ドルはわずか20年前、G20が設立された頃の世界経済の規模全体であった²。

図2 「グローバルサウス」の経済規模



(注) 露はロシア、土はトルコ、尼はインドネシア、越はベトナム、孟はバングラデシュを表す。執筆時現在、OECD、G77双方に所属する国は、2000年、2020年とも「他OECD」として集計した。

(出所) @_Kcnarf、国連データより筆者作成

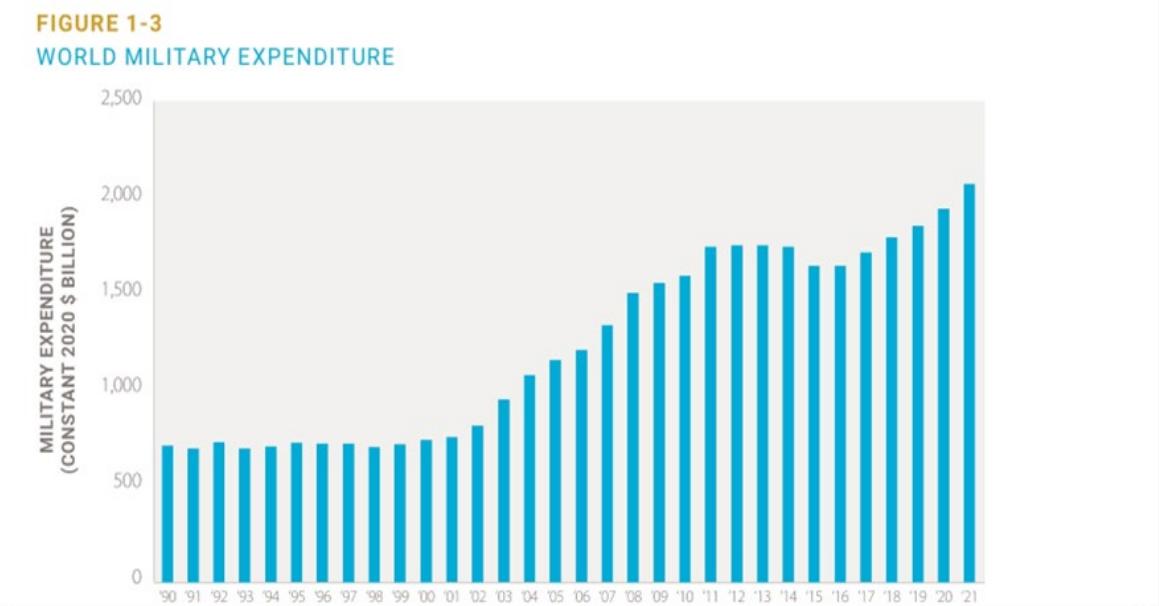
出典：第1回 グローバルサウスの経済的影響力 ——世界経済の「第三の極」をどうとらえるか

磯野 生茂 アジア経済研究所『IDEスクエア』

² UNCTAD News (2024) UNCTAD グリンスパン事務局長のG20サミットでの発言 “At G20 summit, UN Trade and Development chief urges stronger support for Global South” in <https://unctad.org/news/g20-summit-un-trade-and-development-chief-urges-stronger-support-global-south>

3. 途上国が直面する貧困、格差及び紛争、戦乱等の複雑課題と世界全体の危機状態

アフリカのスーダン、ブルキナファソ、コンゴ民主共和国（DRC）、東南アジアのミャンマーなどの国々は、近年、援助の大幅な削減に直面。また、これら地域の国々は、多大の軍事費の負担を余儀なくされている。これらの地域で極度の貧困と食糧不安が急増。世界中で避難民の数は史上最高に達した。（2024年、1億2,000万人以上が避難民）。

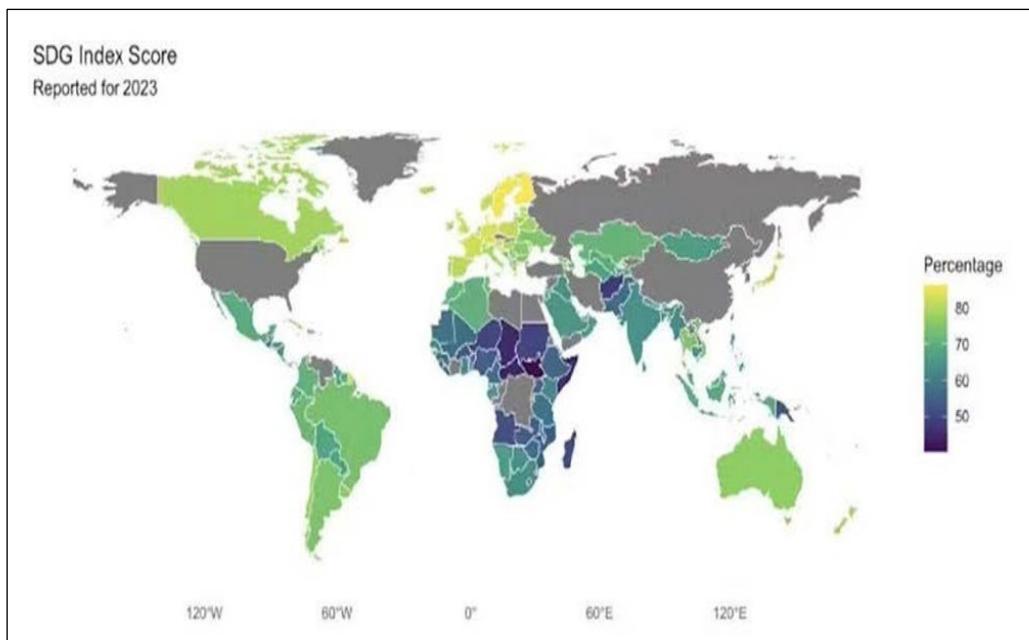


Source: 2023 Global Sustainable Development Report (GSDR).

4. SDGs 達成の大幅遅れ 紛争と戦乱の影響

現在、7人に1人が紛争にさらされている。SDGs の達成は、遅れている。

各国での SDGs の達成状況



Source : Conversation (2024): <https://theconversation.com/beyond-ukraine-and-gaza-five-consequences-of-overlooking->

III. 国連によるグローバル・ガバナンスの可能性

1. 未来のための約束が指し示すグローバル・ガバナンスの海図

- (1) 国連システムが1945年以来積み重ねてきた多くの分野の規範形成を集成と変革。

「約束」は、第2次大戦以来の国際関係を律する規範のみならず、冷戦終結以降人類が直面してきた現下の諸課題の海図を確定し、あらゆる分野の規範形成に向けた今後の普遍的な協力のロードマップを示している。

— コロナパンデミックへの対応からの得た経験、共感と連帯を地球的規模で拡大するだけでなく、世界及び人類の存続に向けた共通善の基礎を形成することが合意。

— 国家間の交流と紛争の処理は、地政学的ゼロサム対立と二重基準を基調にするべきでなく、人の尊厳及び人々の安全と福祉を世界大でともに成し遂げるべきことが明確にされた。基本は、命の救助すなわち life-saving が中心であり、ここに以下の諸合意にみるように、取り組むべき諸課題の海図と諸行動を含む協力のロードマップが見える。

イ. 人の安全を脅かす紛争や暴力などの根本原因である差別や貧困の除去による紛争予防、いわゆる peace-sustaining を基礎とした平和構築の概念の主流化。

ロ. humanitarian principles : humanity, neutrality, impartiality and independence の貫徹

ハ. 共通であるが異なる責任(CBDR) 及び precautionary approach の遂行

ニ. Evidence-based な熟議による合意形成、

ホ. 多数国間機関における包摂的な熟議と民主的な意思決定。

ヘ. 持続可能な開発の三次元（経済成長、社会的衡平及び環境保全）と安全保障

障を integrate する グローバル・ガバナンス を国際レベルだけでなく、各国レベルでも Resident Coordinatous 及び UNCTs を通じて、徹底すること（コロナパンデミック停戦の安保理の経験）。

一見、これらは、単なる勧告やソフトローの蓄積に見えるが、コンセンサスで合意された規範の条約化を徹底しており、安全保障理事会がなしえないアプローチである。

(2) 国連活動の3本柱、持続可能的開発、平和と安全及び人権の一体的ガバナンスの確立

「約束」にいう安全保障は、非軍事的安全をも含む幅広いものになった。その基礎は、持続可能な開発を重視するグローバルサウスや G 2 0 等の「今は戦争の時代ではない」とのコンセンサスに支えられた核戦争廃絶の誓いである。首脳たちは、「核戦争

に勝利はなく、決して戦ってはならない」と述べている。このような認識に立って、核廃絶、包括的軍縮並びにAIを含む致死的自立兵器及び安保理改革の方向も合意されている（Box. 4~5 参照）。

Box.4 Action 25. We will advance the goal of a world free of nuclear weapons.

46. A nuclear war would visit devastation upon all humankind and we must make every effort to avert the danger of such a war, bearing in mind that “a nuclear war cannot be won and must never be fought”.

核戦争は全人類に壊滅をもたらすものであり、「核戦争に勝利はなく、決して戦ってはならない」ということを念頭に置き、そのような戦争の危険を回避するためにあらゆる努力をしなければならない。.

Box 5. 安保理改革関係の成果

未来サミット成果文書「未来のための約束」: 安保理改革の成果

令和6(2024)年9月
外務省

首脳レベルで安保理改革に関する初めての具体的な成果文書(※)。今後の取組推進に弾みをつけた。
(※2005年首脳文書は「早期の安保理改革」、2020年首脳文書は「安保理改革の議論に新たな命を吹き込む」等)

- 初めて、安保理改革の緊急の必要性に言及。
- 2030年までの国際機関への途上国の参加拡大を求めるSDGs16.8に配慮することで、安保理改革について間接的にタイムラインを設定。
- 様々な改革モデル(※G4モデル、アフリカ・モデル等、議席配分や拒否権等の各種提案)を基に、統合モデルの作成を目指すよう呼びかけ。
- 常任理事国議席を拡大するかには言及せず、議席カテゴリーの論点に関し今後合意を見出すとした。
- 安保理における拒否権行使の抑制を促した。

(成果文書関連部分のポイント)

アクション39: 安保理を代表性、包摂性、透明性、効率性、実効性、民主性及び説明責任を備えたものにする緊急の必要性を認識し、安保理を改革する。

- アフリカに対する歴史的不正義を正し、アフリカを特別なケースとして扱う。アジア太平洋、ラ米及びカリブのような、地域・グループの代表性を向上させる(67a)
- SDGs16.8に配慮し、発展途上国や中小国の代表性を向上させる(67b)
- IGNの議論を踏まえ、議席カテゴリーの論点に関し、合意を見出すべく努力する(67d)
- 拒否権の将来について、範囲や行使を限定する議論含め、合意のために努力する(67f)

アクション40: 安保理改革に関する政府間交渉(IGN)枠組を、優先事項として遅滞なく強化する。

- 加盟国が提出したモデル等に基く将来的な統合モデル作成を視野に、更なるモデル提出・修正を奨励する。(68a)

アクション41: 国際の平和と安全の維持のための安保理の対応と、安保理と総会の関係を強化する。

- 「平和のための結集」決議や「拒否権イニシアティブ」含め、安保理と総会等との連携を強化する(69c)

(3) ガバナンスの主体_多くのステークホルダーによる包摂的な意思形成と合意の実施

「協定」は、それに係るステークホルダーを議会、国連システム、その他の国際機関、地方自治体、先住民族、市民社会、企業、民間部門、宗教団体、科学・学術界、そしてすべての人々ととらえている。

「約束」は、デジタルや AI 分野の規範形成の方向のみならず、将来世代にとって取返しのつかない事態を防止し、負の遺産を生まない方向を指し示した模様。

これら合意が履行されるには、政府のみならず非国家主体の engagement が必須であるが、果たして、ゼロサムゲームすなわち、公共性の乏しい個別利益の均衡を基調とした行政や業界のアクターが社会全体の価値の増進にどこまで向かうかは分からぬい。（公共政策確立の必要）

「約束」は、法の支配にも言及している。問題は、何をもって国家が守るべき規範と考えるかである。グローバルサウスの国々は、もはや大国の軍事的優越に依拠した規範の履行を法の支配とは考えない。本来の人の安全を担保する平和の基礎の条件を支える規範形成こそが法の支配の原点とみているようである。

そもそも多くの加盟国は、国連に自国が危機に瀕したときに救援を期待している、

そのため、P 5 がプレス・オブリージュに基づき重責を果たすことを期待している。

平和と安全の維持をコアーマンデーとする国連は、軍事的安全保障を安全保障理事会に委ねながら、P 5 に拒否権の特権を付与している。他方、人の生命の安全及び福祉の確保を任務とする総会や経済社会理事会などでは、主権国家の平等に基づくコンセンサス形成がなされてきた。こ憲章がこのような二重基準を維持することは許されることではない。

安全保障理事会は、理事国数が拡大改組され、コンセンサスによる意思形成が確立するまでは、その機能を回復することはないであろう。

したがって、国連によるグローバル・ガバナンスを発展させるには、紛争や暴力の根本原因となっている経済・社会・環境分野の諸課題の一体的な克服が優先されるべきである。

このため、大量破壊兵器や lethal weapon や AI 兵器の包括的軍縮や核軍縮においても人の尊厳と福祉の確保を中心とした包摂的なコンセンサスによる意思形成を通じ、拘束力のある規範形成を目指すべきであろう。

ウクライナ問題を契機として、活用されるようになった平和のための結集決議 377

A (V) (1950年11月3日採択) 及び拒否権への説明責任に関する総会決議 76/

262(2022年4月26日採択)の完全履行をはじめ、peace-sustaining 推進をめぐる

経済社会理事会や地域経済社会機関および平和構築委員会との安保理との連携・協力

は、一層、強化するべきである（公約 42 (c) 参照）。

Box. 6 UN Summit follow-up

- General implementation of the commitments and actions in the Pact for the Future, Declaration on Future Generations and Global Digital Compact;
- Follow-up in related UN events, e.g. World Summit for Social Development 2025 and Climate Change COPs;
- High-level review Global Digital Compact, 2027;
- High-level plenary meeting for the Declaration on Future Generation, 2028;
- Heads of State meeting for a comprehensive review of the Pact for the Future, 2028

サミット後のフォローアップ

約束とその付属文書は、具体的なフォローアップの仕組みを見込んでいます。例として、グローバル・デジタル・コンパクトのハイレベル・レビュー（2027 年）、「将来世代に関する宣言」のハイレベル全体会合（2028 年）、そして第 83 回国連総会の開幕に合わせて開催される、「未来のための約束」を包括的にレビューするための各国首脳による会合（2028 年）が挙げられます。

第 4 回開発資金国際会議、第 2 回世界社会開発サミット、そして国連気候変動枠組条約締約国会議など今後数年間に開催される世界的な行事は、これらの合意を足がかりとして「未来のための約束」に盛り込まれた行動を前進させる機会です。

最後に、合意を行動に移すためには、国レベルでの参加、実施、説明責任が不可欠であることは言うまでもありません。

(了)

付属 「未来のための協定」日本
語版 制作：国連広報センター
(2024 年 11 月)



未来のための協定：それは何をもたらすのか

未来サミット

「未来サミット」で 2024 年 9 月 22 日、世界の指導者たちはグローバル・デジタル・コンパクトと将来世代に関する宣言が盛り込まれた「未来のための協定」を採択しました。この協定は、国際協力を今日の現実や明日の課題に対応させるための、数年にわたるプロセスの集大成です。実施に向けた懸命の努力が直ちに始まっています。

協定の採択は、国連を中心に据えた国際システムに対する各国のコミットメントを表しています。指導者たちはマルチラテラリズム（多国間主義）について明確なビジョンを打ち出しました。そのマルチラテラリズムとは、約束に対して結果を出すことができ、今日の世界をより代表し、各國政府、市民社会そして他の主要パートナーの関与と知見を活用するものです。

未来にインパクトを

協定は、近年で最も広範に及ぶ（国連の）国際合意であり、新たな分野と過去数十年間合意を得られなかった諸課題の両方を対象としています。何よりも、国際的な制度や組織が作られてから劇的な変化を遂げた世界において、確実に成果を出せるようにすることを目指しています。協定は、人権やジェンダー、持続可能な開発に強く留意しながらさまざまな課題に関して明確なコミットメントを行い、具体的な成果を実現するものです。

持続可能な開発と資金調達

加盟国は、貧困と飢餓に終止符を打ち、誰一人取り残さないという目標の下、緊急の拡大した行動、政策、投資を通じて、2030 アジェンダと 2023 年の「SDG サミット政治宣言」の履行を加速することを改めて約束しました。協定はまた、2030 年以降の持続可能な開発の進め方について加盟国が検討を開始する必要性についても認識しています。

世界の指導者たちは、SDG 刺激策や、政府開発援助の目標の達成、民間セクターの投資、国内リソースの動員、包摂的かつ効果的な国際税務協力、富裕層に対する国際的な最低課税水準の検討などにより、持続可能な開発目標（SDGs）のための資金調達と SDG 資金ギャップの解消において大胆な変革を行うことに合意しました。

気候変動に関して、協定は世界全体の気温上昇を産業革命以前の水準と比べて 1.5°C に抑え、2050 年には排出量正味ゼロを実現するためにエネルギー・システムにおいて化石

燃料から脱却し、持続可能な開発に対して災害リスクに基づいたアプローチを推進する必要性を確認しました。

協定はまた、持続可能な消費・生産パターンの推進、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある合意の締結、生物多様性の喪失の反転や生態系の保護など、環境に関する取り組みを加速させることも求めています。

国際の平和と安全

世界の指導者たちは、国連と事務総長の周旋による支援の下で、紛争や係争を平和的に解決するための外交を強化することを誓いました。

協定は、自発的な国別予防戦略の策定と履行、2030 アジェンダの実施を通じたレジリエンス（強靭性）の強化、軍事費が持続可能な開発への投資を犠牲にしないようにすることの重要性、国際金融機関が提供する資金と不安定化の根本原因に対処する各国の取り組みとの間に整合性を持たせることを通じた、各国による社会全体での持続的な平和の取り組みの必要性を強調しています。

協定は、戦争法規を遵守することで、武力紛争において文民を保護することを約束しています。また、人口密集地での爆発性兵器の使用を自制する誓約とともに、ジェンダーに基づく暴力や飢餓を戦争の武器として使うことなど、残酷な犯罪や著しい侵害に対する説明責任を高める誓約も盛り込まれています。さらに、人道支援の拡大と、飢餓の撲滅を含めた革新的かつ先見的な資金調達メカニズムの利用拡大について合意しています。

指導者たちはまた、「女性と平和、安全保障」および「若者と平和、安全保障」に関するコミットメントの履行を加速させることでも合意しました。

協定は、新たに出現しつつある課題に国連の平和オペレーションがどのように適応できるかについて提言を求めて活動の見直しを要請するとともに、デジタル空間も含めたテロリズムと、テロリズムを助長する暴力的過激主義のすべての原動力と可能にしている要因に対処するためのテロ対策の取り組みを奨励しています。また、サイバー犯罪も含めた国際組織犯罪の防止と撲滅の必要性も確認しています。

協定の最も重要な成果の一つは、核兵器の全面的な廃絶という目標に向けた明確なコミットメントと軍縮のあらゆる側面に関する具体的な措置を通じた、この 15 年近くで初となる核軍縮に向けた誓いを再確認したことです。



United
Nations



Summit of
the Future
Our Common Agenda

協定はまた、以下の取り組みを通じて、新たな領域や技術の武器化を回避するための措置も前進させました。

- ・宇宙空間における軍拡競争を防止するコミットメント
- ・自律型致死兵器システム（LAWS）の使用と開発を管理する手段についての議論
- ・人工知能（AI）の軍事利用をめぐるリスクの継続的評価

科学・技術・イノベーション（STI）、そしてデジタル協力
協定には、その実施手段の規模の拡大も含め、**科学・技術・イノベーションにおける世界的な格差を縮小**するための措置が盛り込まれています。協定は、これらの分野での女性と女児のアクセス、参加、リーダーシップに対する障壁を取り上げ、新たな技術の開発と使用における人権と倫理原則の重要性についても合意しています。

指導者たちはまた、複雑な課題に対処するために**政策決定における科学的知見**の活用を拡大すること、そしてSDGs関連の研究やイノベーションへの資金提供を増やすことを約束しました。さらに、SDGsの目標を達成する上で開発途上国への支援を含め、国連の活動においてSTIを活用するために国連の機能を強化することを決定しました。

若者たち

協定は、国連の政府間の機関およびプロセスも含め、**世界的な意思決定への若者の参加を拡大・強化**することを目指します。国連ユース基金や若者たちの意味ある参加の中核的原則の策定を通じて、開発途上国の若者たちの参加を促進することに合意しました。

これにより、**国レベルでの若者の参加も強化**されます。具体的には、協議メカニズムを確立するとともに、教育、雇用、身体的健康・メンタルヘルス、若者主導の組織へのリソース、そしてグローバルな若者への投資プラットフォームを通じたものを含め柔軟な資金を通じて、若者がその権利行使し、可能性を実現できる環境を整備します。

グローバル・ガバナンスの変革

協定は、**多国間システム**をより効果的で、未来にふさわしく、公正かつ代表性があり、包摂的でネットワーク化され、財政的に安定したものとすることを決意しています。

その中には、1963年以降で最も野心的で具体的な**安全保障理事会の改革**に関する前進が盛り込まれています。その中には、アフリカの特別な事情を認識して開発途上国の代表性を高めるとともに、将来において統合された改革モデルを作ることへのコミットメントも含まれています。

指導者たちは、**ジェンダー平等の達成とすべての女性と女児のエンパワーメント**へのコミットメントを再確認し、「国連女性の地位委員会（CSW）」の再活性化に向けた措置を講ずることに合意しました。また、女性の事務総長の実現に向けた強い希望も強調しました。

人権について、協定は効果的かつ、幅広い人権課題に対応する適切な手段を備えた**国連人権メカニズム**による対応を含め、すべての人々があらゆる人権を確実に享受する必要性を明確にしています。また、人権擁護活動家を保護することを明確に求めています。

持続可能な開発をめぐる現在の課題や新たに生じつつある課題に対処するために、協定は、**国連常駐調整官システム**に対して十分で予測可能かつ持続可能な資金拠出を拡大することを呼びかけています。

協定はまた、市民社会、民間セクター、地域機関、各国議会、地方・地域当局などのステークホルダーと国連とのパートナーシップを深化させる措置にも合意しました。また、国連に対し、イノベーション、データ、デジタルツール、先見性、（行動）科学を効果的に活用するよう呼びかけています。

協定は、**国際金融アーキテクチャ**を、すべての人々の利益となり、今日の経済的なニーズや現実を反映したものに改革する必要性に関して、国連におけるこれまでで最も詳細な合意を提示しています。特に以下に取り組みます。

- ・国際金融機関における開発途上国の代表性の強化を通じて、国際の経済的意思決定への開発途上国の参加を強化する
- ・開発途上国が自国の開発ニーズの実現を加速できるよう支援するために、国際金融機関からより多くの資金を動員する
- ・国際通貨基金（IMF）、国連、G20などの主要関係者が協力し、開発途上国が自国の将来に投資するために持続可能な借り入れができるようにする、ソブリン債のアーキテクチャを見直す
- ・金融・経済ショックの発生時に特別引出権（SDR）を活用して各国を支援するための、世界的な金融セーフティネットを強化する
- ・各国の気候変動への対応と、適応や再生可能エネルギーへの投資を支援するために資金援助を拡大する

国内総生産（GDP）を超えて人類および地球のウェルビーイングと持続可能性を捉るために、指導者たちは持続可能な開発の前進の測定方法を開発する具体的な次のステップについて合意しました。



**United
Nations**



**Summit of
the Future**
Our Common Agenda

宇宙空間の管理について、協定には、宇宙空間の安全かつ持続可能な探査と利用からすべての国々が利益を得られること、また必要に応じて非国家主体と協力することも含め、既存の国際的な枠組みを強化する合意が盛り込まれています。

協定はまた、**複雑なグローバル・ショックに対する国際的な対応**の改善を呼びかけるとともに、既存の権限の中でかつ加盟国と協議の上で、国連システムの対応を強化するアプローチを検討することを提案しています。

グローバル・デジタル・コンパクト

協定の付属文書である「グローバル・デジタル・コンパクト」は、デジタル協力のための**初めての包括的な世界的枠組み**です。コンパクトには、人権と、2030 アジェンダの進捗を加速させる具体的なコミットメントが明示的に盛り込まれるとともに、非国家主体の役割を強調しています。コンパクトは、デジタル公共財とデジタル公共インフラ、オープンソースのデータ、モデル、標準、そしてデータガバナンスに関する初の国際的なコミットメントです。指導者たちはこのコンパクトの中で、テクノロジー企業とソーシャルメディア・プラットフォームの説明責任の拡大と、偽情報やオンライン上の危害に対処する行動を通じて、デジタル空間をすべての人々にとってより安全なものにするための野心的な措置についても合意しました。

コンパクトには、AI 科学パネル、AI に関するグローバル政策対話、AI の能力構築のためのグローバル基金設立の検討を通じた、**世界的な AI ガバナンス**に向けたロードマップに関する合意も含まれています。

将来世代に関する宣言

指導者たちは、史上初となる「**将来世代に関する宣言**」に合意しました。私たちの義務を認識するとともに、将来への影響を体系的に考慮する措置を整備することで、将来世代に対する予見可能な危害を意識的に回避し、将来世代の利益を守ります。

宣言は、加盟国が将来世代をより深く考慮し、国際レベルでの長期的で先見的なガバナンスを鼓舞する上で役に立つ、具体的な提案とプロセスを提示しています。

サミット後のフォローアップ

協定とその付属文書は、具体的なフォローアップの仕組みを見込んでいます。例として、グローバル・デジタル・コンパクトのハイレベル・レビュー（2027 年）、「将来世代に関する宣言」のハイレベル全体会合（2028 年）、そして第 83 回国連総会の開幕に合わせて開催される、「未来のための協定」を包括的にレビューするための各国首脳による会合（2028 年）が挙げられます。

第 4 回開発資金国際会議、第 2 回世界社会開発サミット、そして国連気候変動枠組条約締約国会議など今後数年間に開催される世界的な行事は、これらの合意を足がかりとして「**未来のための協定**」に盛り込まれた行動を前進させる機会です。

最後に、合意を行動に移すためには、国レベルでの参加、実施、説明責任が不可欠であることは言うまでもありません。



PACT-FOR-THE-
FUTURE-WHAT-IT